

# 阿波地域住民自治協議会規約

令和4年5月25日

## 第1章 総 則

### 〔目的〕

第1条 この会は、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い阿波地域を形成していくことを目的とする。

### 〔名称〕

第2条 この会は、阿波地域住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称し、阿波自治協と略することができるものとする。

### 〔事務所の位置〕

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。  
伊賀市猿野1337番地  
阿波地区市民センター内

### 〔活動の範囲〕

第4条 協議会の活動範囲は、阿波地域内とする。ただし、他地域の住民自治協議会と協力または連携して活動する場合は、この限りでない。

### 〔事業〕

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境・保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 人権・教育・文化活動
- (5) 産業交流活動
- (6) 各区活動との連携に関する業務および活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組 織

### 〔会員〕

第6条 協議会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 阿波地域に居住する住民
- (2) 阿波地域に住所を置く事業所

- (3) 阿波地域住民で活動する自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

#### 〔役員〕

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問：若干名
- (2) 会長：1名
- (3) 副会長：3名
- (4) 会計：1名
- (5) 監事：2名
- (6) 部会長：5名
- (7) 事務局長：1名
- (8) 事務局次長：1名

- 2 顧問は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 会長、副会長、会計、監事、事務局長は、総会において選出する。
- 4 ただし、副会長1名は、区長会の代表とする。
- 5 部会長は、各部会において選出する。

#### 〔役員の仕事〕

第8条 協議会の役員の仕事は、次のとおりとする

- (1) 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、行政窓口担当事務、まちづくり計画推進事務、女性活動推進事務をそれぞれ統括する。
- (4) 副会長は、会長に事故があるときは、まちづくり計画推進事務を統括する副会長がその仕事を代行する。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (7) 部会長は、会務を統括し、事業実施にあたる
- (8) 事務局長は、協議会事務を統括する。
- (9) 事務局次長は、事務局長の補佐し、協議会事務にあたる。

#### 〔役員の任期〕

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

#### 〔会議の設置〕

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、企画委員会、区長会、実行委員会及び女性委員会（以下「会議等」という。）とする。

2 その他、会議等についての詳細は、別に定める。

#### 〔会議の運営〕

第11条 会議等は、過半数以上の委員の出席が無ければ開催できない。ただし、開催前日までに提出された委任状は、実出席に合わせてこれを出席とみなし、以下同様とする。

2 会議等の開催にあたっては、開催日時、場所、議題等について、あらかじめ周知するものとする。

3 会議等の議事は、出席者の過半数をもって決す。なお、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

#### 〔総会〕

第12条 協議会に、機関決定の最高会議として、総会を置く。

2 総会は、役員、会議等（総会を除く。）の構成員をもって構成する。

3 総会は、毎年1回5月を目処に定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合または委員の3分の1以上の請求があった場合、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 地域まちづくり計画に関すること

(2) 会長、副会長、会計、監事、事務局長の選出に関すること

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(4) その他、協議会の重要な事項に関すること

6 議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

7 議長は、事務局長に命じて議事録署名人をして、審議の主な要旨と結果を記した議事録を作成する。

8 議事録は、所定の場所で5年間にわたり保管し、会員の求めに応じて閲覧させることができる。

#### 〔運営委員会〕

第13条 協議会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長、区長、会計、部会長、事務局長及び会長が必要と認めた者により構成する。

3 運営委員会は、総会において諮るべき事項、及び協議会の運営に関する事項を審議し決定する。

4 運営委員会は、会長が招集する。

5 議長は、会長が執り行う。

6 議長は、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができるものとする。

#### 〔企画委員会〕

第14条 協議会に、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、会長、副会長、部会長、事務局長及び会長が認めた者により構成する。
- 3 企画委員会は、総会及び運営委員会で決定された方針に基づく施策を実施するため、部会、事業班、プロジェクトチーム（以下「部会等」という。）に係る活動状況を把握するとともに、必要に応じて実施計画に対する提言を行う。
- 4 企画委員会は、会長が招集する。
- 5 議長は、会長が執り行う。
- 6 議長は、関係する部会等から審議に必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 議長は、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができるものとする。

#### 〔区長会〕

第 15 条 協議会に、区長会を置く。

- 2 区長会は、地区選出の区長により構成する。
- 3 区長会は、総会及び運営委員会で決定された方針に基づく施策の実施、各地区との連携や調整に関する協議、「まちづくりに関する基本協定書〔伊賀市と協定〕」の業務及び会費の徴収業務を実施する。
- 4 区長会に、区長互選による区長会長を置き、会務を総括する。
- 5 区長会は、区長会長に事故あるときは、その都度代行を選任する。
- 6 区長は、会務につきその地区を担当する。

#### 〔実行委員会〕

第 16 条 協議会に、実行委員会を置く。

- 2 実行委員は、次により選任する。
  - (1) 会員自らが部会等を指定し、その活動に参加を希望する者で、運営委員会で認められた者
  - (2) 各地区から構成員に推薦された者
  - (3) 区長
  - (4) 会長が推薦する会員
- 3 実行委員会は、部会、業務班、プロジェクトチームより構成し、総会及び運営委員会で決定された方針や事業計画若しくは企画委員会の提言に基づく施策を実施する。

#### 〔部会〕

第 17 条 協議会の実行委員会に、次の5部会を置く。

- (1) 健康福祉部会
  - (2) 環境保全部会
  - (3) 防災安全部会
  - (4) 人権教育文化部会
  - (5) 産業交流部会
- 2 部会には、それぞれに部会長及び副部会長を置く。
  - 3 部会長は、部会を招集しその議長を務めるとともに、部会を代表し会務を総括

する。

- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 5 部会長は、主要な活動に関しては、あらかじめ運営委員会に諮り、結果について速やかに報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時は部会を代表する。

〔事業班及びプロジェクトチーム〕

第18条 協議会の実行委員会に、次のとおり、事業班及びプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置く。

- 2 事業班及びPTは、協議会が制定した「まちづくり計画」に基づき、協議会の事業活動や企画活動を具体的に実行する。
- 3 事業班及びPTは、それぞれに班長およびPTリーダーを配し、それぞれの業務を総括する。
- 4 事業班長及びPTリーダーは、それぞれの運営に関してあらかじめ運営委員会にその計画を諮り、また、運営の経過や結果等については定期的に運営委員会に報告するものとする。
- 5 事業班及びPTの運営に関する要領細則等は、必要に応じてその都度、会長が定める。
- 6 会長が要領細則等を定めたときは、運営委員会に報告するものとする。

〔女性委員会〕

第19条 実行委員会に、協議会の目的達成に必要なときは、女性委員会を置くことができる。

- 2 女性委員会は、実行委員会の女性委員並びに女性活動推進事務を統括する副会長により構成する。
- 3 女性委員会は、部会長の申し出を受けて、当該部の活動に協力するとともに、部会活動に対し提案することができるものとする。
- 4 前項の他、女性委員会が独自に活動するときは、運営委員会の承認を必要とする。
- 5 女性委員会の委員長は、女性活動推進事務を統括する副会長が兼務し、会務を総括する。

## 第4章 財 務

〔経費〕

第20条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

〔会費〕

第21条 会費は、1口あたり年額500円とする。

2 第6条〔会員〕(1)に係る会員の口数は、1戸あたりとし、区長会が戸数を定める。

3 同条(2)と(3)に係る会員の口数は、構成規模に応じて会長が定める。

4 同条(4)に係る会員の口数は、会長が必要と認める者1人あたりを1口とする。

〔旅費〕

第22条 役員、運営委員会の委員、企画委員会の委員、実行委員会の委員が、会長の命を受け出張したときは、別に定める基準により、旅費を支払うものとする。

## 第5章 その他

〔規約の変更〕

第23条 この規約を改正しようとするときは、運営委員会に諮り、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

〔協議会の解散〕

第24条 協議会の解散については、運営委員会に諮り、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

〔規則等への委任〕

第25条 この規約に定めのない協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定め、運営委員会に報告するものとする。

## 附則

制定：この規約は、平成16年11月1日から施行する。但し、第17条の規定は、平成17年4月1日から施行する。設立当初の役員の任期は、平成18年3月31日迄とする。

改定：平成17年7月24日

改定：平成20年6月14日

改正：この規約の改正は、平成23年5月14日より施行する。(経過措置)平成23年4月1日からこの改正の施行日前日までになされた処分、手続きその他の行為は、この改正規約によりなされたものと看做す。

改正：この規約の改正は、平成25年5月24日より施行する。

改正：この規約の改正は、平成26年5月23日から施行する。

改正：この規約の改正は、平成29年5月26日から施行する。

改定：この規約の全部改正は、令和元年5月24日に改訂し、翌日より施行する。  
なお、平成31年4月1日より施行の前日までになされた処分、手続きその他の行為は、この改定規約によりなされたものと看做す。

改正：この規約の改正は、令和4年5月25日から施行する。